

○松本市技能功労者褒賞要綱

昭和48年10月15日

告示第289号

(目的)

第1条 この要綱は、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図るため、技能功労者を褒賞することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(褒賞の基準)

第2条 褒賞は、松本市に居住する技能者であつて、技術の向上、後継者の育成等業界の発展に功績顕著で、他の模範と認められる者についてこれを行う。

2 褒賞の基準は、次のとおりとする。ただし、これらに準ずる者として市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 55歳以上で、別表に掲げるそれぞれの職におおむね25年以上従事し、その技術の高さが広く認められている者

(2) 技能職団体において、指導的立場で後継者の育成に寄与した者

(褒賞審査会)

第3条 褒賞該当者を審査するため、松本市技能功労者褒賞審査会（以下「審査会」という。）をおく。

2 審査会の委員は若干名とし、次の各号に定めるうちから市長が委嘱する。

(1) 技能職団体代表

(2) 本市職員

第4条 審査会に会長及び副会長各1人をおき、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を招集するとともに、審査会を代表して会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(褒賞者の決定)

第5条 市長は、褒賞候補者について、審査会の審査を経て被褒賞者を決定するものとする。

(褒賞の時期及び方法)

第6条 褒賞は、原則として勤労感謝の日（11月23日）に行うものとする。

2 褒賞は、褒状、技能功労章（別記）及び記念品を贈ってこれを行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、褒賞に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、昭和48年10月15日から施行する。

附 則（昭和51年10月28日告示第115号）

この告示は、昭和51年10月28日から施行する。

附 則（昭和53年8月14日告示第129号）

この告示は、昭和５３年８月１４日から施行する。

附 則（昭和５４年１０月２０日告示第１８０号）

この告示は、昭和５４年１０月２０日から施行する。

附 則（昭和５５年１０月１５日告示第１６７号）

この告示は、昭和５５年１０月１５日から施行する。

附 則（昭和５６年７月２５日告示第１４６号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（昭和６１年１０月２７日告示第２１２号）

この告示は、昭和６１年１１月１日から施行する。

附 則（昭和６２年１０月１日告示第２０３号）

この告示は、昭和６２年１０月１日から施行する。

附 則（平成３年８月２０日告示第２５３号）

この告示は、平成３年１０月１日から施行する。

附 則（平成９年７月３日告示第２５８号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成１２年３月３１日告示第７１号）

この告示は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年６月２６日告示第２９１号）

この告示は、平成１４年６月２６日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日告示第１００号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成２７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示による改正後の松本市平和祈念式典実行委員会設置要綱、松本市長野自動車道環境問題対策協議会設置要綱、松本市ごみ有料化検討委員会設置要綱、松本市・HIV等性感染症予防啓発推進協議会設置要綱、松本市営市街地駐車場店舗施設使用者審査委員会設置要綱、松本市工業団地等分譲企業選考委員会設置要綱、松本市技能功労者褒賞要綱、松本市緑に関する市民会議設置要綱、安曇区域市有土地問題審議会設置要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後に新要綱の規定に基づき行う委員の委嘱又は任命から適用する。

（松本市議会議員である委員の任期の特例）

- 2 この告示による松本市平和祈念式典実行委員会設置要綱、松本市長野自動車道環境問題対策協議会設置要綱、松本市ごみ有料化検討委員会設置要綱、松本市・HIV等性感染症予防啓発推進協議会設置要綱、松本市営市街地駐車場店舗施設使用者審査委員会設置要綱、松本市工業団地等分譲企業選考委員会設置要綱、松本市技能功労者褒賞要綱、松本市緑に関する市民会議設置要綱、安曇区域市有土地問題審議会設置要綱の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者で、その委員としての任期

が平成27年5月1日以後の日までである者のうち、松本市議会議員である者の当該委員の任期は、前項及び新要綱の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

附 則（平成31年3月29日告示第81号）

この告示は、平成31年3月29日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第66号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月11日告示第430号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

大工、石匠、左官、造園師、畳師、建具工、建築塗装工、鳶職、建築板金工、瓦工、表具師、印章彫刻師、漆器工芸師、製靴職、製菓技術師、家具工、染色美術師、桶製造師、理容師、美容師、調理師、鋸目立師、時計修理師、工芸品彫刻工、洋服工、寝具製作工、宝飾師、和裁士、タイル技能工、座敷箒製造工、鉄構士、ブロック建築技能士、電気技能士、自転車モーター整備士、木型工、クリーニング師、洋裁士、食肉技術専門士、配管技能士、写真師

別記



表面図



裏面図



側面図

ア キ章の表面は、銀台金メツキとし市章の外周を彫刻し、技並びに功の字を収め直径は8ミリメートルとする。

イ 布地台は紫色のモールとする。

ウ モール受台は金色金属製とし裏面に「松本市技能功労章」の文字を刻す。

エ とめ具は、金色金属製とする。